

第 11 号

令和6年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和6年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和2年度以前採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の100分の25に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和3年度以降新規採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の100分の21に相当する金額
3 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の22.5に相当する金額
4 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の15に相当する金額
5 田んぼダム普及・拡大モデル事業（法指定地域に限る。）	工事費の100分の13に相当する金額
6 地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連）	工事費の100分の25に相当する金額
7 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（一般地域に限る。））	工事費の100分の22.5に相当する金額
8 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の100分の17.5に相当する金額
9 地域密着型農業基盤整備事業（ほ場整備事業関連）	工事費の100分の25に相当する金額
10 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区に限る。））	工事費の100分の20に相当する金額
11 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合	工事費の100分の25に相当

整備事業関連（国営関連地区を除く。））	する金額
1 2 地域密着型農業基盤整備事業（中山間地域 総合整備事業関連）	工事費の１００分の１５に相当 する金額
1 3 地域密着型農業基盤整備事業（農道事業関 連）	工事費の１００分の１０に相当 する金額
1 4 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事 業関連（防災ダム））	工事費の１００分の６に相当す る金額
1 5 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事 業関連（地震ため池））	工事費の１００分の１１に相当 する金額
1 6 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整 備事業関連（一般））	工事費の１００分の２１に相当 する金額
1 7 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整 備事業関連（河川工作物））	工事費の１００分の８に相当す る金額
1 8 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事 業関連（平成１７年度以前採択分（法指定地域 を除く。）））	工事費の１００分の１９．５に 相当する金額
1 9 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事 業関連（平成１７年度以前採択分（法指定地域 に限る。）））	工事費の１００分の１４．５に 相当する金額
2 0 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事 業関連（平成１８年度から平成２１年度までの 新規採択分））	工事費の１００分の８に相当す る金額
2 1 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事 業関連（平成２２年度以降新規採択分））	工事費の１００分の１８に相当 する金額
2 2 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事 業関連（平成１７年度以前採択分））	工事費の１００分の２５に相当 する金額
2 3 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事 業関連（平成１８年度以降新規採択分））	工事費の１００分の２１に相当 する金額
2 4 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用 管水路等特別対策事業関連（一般地域に限る。））	工事費の１００分の１５に相当 する金額
2 5 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用 管水路等特別対策事業関連（法指定地域に限 る。））	工事費の１００分の１０に相当 する金額
2 6 地域密着型農業基盤整備事業（海岸保全事	工事費の１００分の５に相当す

業関連)	る金額
27 地域密着型農業基盤整備事業（災害復旧関連）	工事費の100分の50に相当する金額
28 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（施設関連））	工事費の100分の0.3に相当する金額
29 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連））	工事費の100分の1.35に相当する金額
30 水産流通基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
31 漁港施設機能強化事業	工事費の100分の5に相当する金額
32 水産環境整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
33 水産生産基盤整備事業（離島の外郭施設及び水域施設を除く。）	工事費の100分の5に相当する金額
34 漁村再生交付金事業	工事費の100分の10に相当する金額
35 単県漁港改良事業	工事費の3分の1に相当する金額

（提案理由）

令和6年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。